

沖縄県がん診療連携協議会の主催、共催、後援名義等の使用承認に関する内規

平成27年7月27日  
幹事会制定

1. 国、地方公共団体、民間団体、民間企業、患者会等の団体や個人が、それらの主催する講演会、研修会等の行事について、沖縄県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）に、共催、後援を求める場合は、当該主催者から事務局である琉球大学附属病院がんセンター（以下「事務局」という。）に文書により申請を行うものとする。

2. 前項の申請があった場合は、幹事会で審議し、承認の可否を判断する。

(1) 審議は、メールにより行う。

(2) 共催及び後援となった場合は、主催者は開催報告書を事務局に提出する。

(3) 共催及び後援となった行事は幹事会にて報告する。

~~2.3. 協議会、協議会幹事会（以下「幹事会」という。）、協議会専門部会（以下「部会」という。）及び協議会を構成するがん診療連携拠点病院等が主体となって開催する講演会、研修会等の行事について、協議会に主催、共催を求める場合は、協議会委員、幹事会委員長、部会委員長およびがん診療連携拠点病院等から事務局に文書により申請を行うものとする。~~

~~3. 協議会委員、幹事会委員、部会委員が主体となって開催する講演会、研修会等の行事について、協議会に主催、共催、後援を求める場合は、協議会委員、幹事会委員、部会委員が事務局に文書により申請を行うものとする。~~

4. 前項1～3の申請があった場合は、幹事会事務局で審議し、承認の可否を判断する。

~~(1) 審議は、メールにより行う。~~

~~(2.1) 事務局は、審議内容を次回の幹事会で報告する。~~

~~(3) 主催または共催となった場合は、事務局はその審議内容を協議会議長に文書で報告する。~~

~~(4.2) 主催、及び共催及び後援となった場合は、主催者は開催報告書を事務局に提出する。~~

(3) さらに、主催または共催となった行事は、協議会及び幹事会にて報告する。共催となった行事は、幹事会にて報告する。

附則

この内規は、平成27年7月27日より施行する。

附則

この内規は、平成27年10月5日より施行する。

附則

この内規は、令和—6年—2月—2日より施行する。

沖縄県がん診療連携協議会の主催、共催、後援名義等の使用承認に関する内規

平成27年7月27日  
幹事会制定

1. 国、地方公共団体、民間団体、民間企業、患者会等の団体や個人が、それらの主催する講演会、研修会等の行事について、沖縄県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）に、共催、後援を求める場合は、当該主催者から事務局である琉球大学病院がんセンター（以下「事務局」という。）に文書により申請を行うものとする。
2. 前項の申請があった場合は、幹事会で審議し、承認の可否を判断する。
  - (1) 審議は、メールにより行う。
  - (2) 共催及び後援となった場合は、主催者は開催報告書を事務局に提出する。
  - (3) 共催及び後援となった行事は幹事会にて報告する。
3. 協議会、協議会幹事会（以下「幹事会」という。）、協議会専門部会（以下「部会」という。）及び協議会を構成するがん診療連携拠点病院等が主体となって開催する講演会、研修会等の行事について、協議会に主催、共催を求める場合は、幹事会長、部会長及びがん診療連携拠点病院等から事務局に文書により申請を行うものとする。
4. 前項申請があった場合は、事務局で審議承認の可否を判断する。
  - (1) 事務局は、審議内容を次回の幹事会で報告する。
  - (2) 主催及び共催となった場合は、主催者は開催報告書を事務局に提出する。
  - (3) 主催となった行事は、協議会にて報告する。主催となった行事は、幹事会にて報告する。

附則

この内規は、平成27年7月27日より施行する。

附則

この内規は、平成27年10月5日より施行する。

附則

この内規は、令和6年2月2日より施行する。